**第二条**　防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「、初任給調整手当」の下に「（第一種初任給調整手当及び第二種初任給調整手当をいう。以下同じ。）」を、「の自衛官には」の下に「第二種初任給調整手当、」を加え、同条第二項中「第十条の五」を「第十条の六」に改め、「いう」の下に「。以下同じ」を、「規定の適用を受ける職員又は常勤の防衛大臣政策参与」の下に「」と、一般職給与法第十条の五第一項中「職務の級」とあるのは「職務の級又は階級」と、「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第四十五条の二第一項の規定により採用された職員」と、「勤務時間法第五条第一項に規定する勤務時間」とあるのは「一週間当たりの勤務時間として政令で定める時間数」を加え、「（昭和二十九年法律第百六十五号）」を削る。

第十八条の二第一項中「百分の百二十五」とあるのは「百分の七十」と、「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の七十二・五」と、「百分の百五」とあるのは「百分の六十」と、「百分の百七・五」とあるのは「百分の六十二・五」と、「、六月に支給する場合には百分の六十六・二五、十二月に支給する場合には百分の六十八・七五」を「百分の百二十六・二五」とあるのは「百分の七十一・二五」と、「百分の百六・二五」とあるのは「百分の六十一・二五」と、「百分の六十七・五」に、「百分の五十一・二五」に、「百分の六十」、十二月に支給する場合には百分の五十二・五（特定管理職員にあつては、百分の六十二・五」を「百分の六十一・二五」に、「百分の六十」、同項の規定により採用された職員にあつては百分の五十（特定管理職員にあつては百分の六十、防衛省の職員の給与等に関する法律第六条第二項の規定の適用を受ける職員にあつては百分の五十七・五）、十二月に支給する場合には百分の五十二・五（特定管理職員にあつては、百分の六十二・五、自衛隊法第四十五条の二第一項の規定により採用された職員にあつては百分の五十二・五（特定管理職員にあつては百分の六十一・二五）、同項の規定により採用された職員にあつては百分の六十一・二五」に改める。

第十八条の三中「百分の百二十五」を「百分の百二十六・二五」に、「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の百七十五」に改める。

第二十二条の二第六項中「初任給調整手当」を「第一種初任給調整手当」に改める。

第二十四条の二第一項中「及び」を「、第二種初任給調整手当及び」に改め、同条に次の一項を加える。

5　第一項の第二種初任給調整手当の月額その他その支給に関し必要な事項は、一般職の国家公務員の例に準じて政令で定める。

第二十四条の三第二項中「一万二千三百円」を「一万三千百円」に改める。

第二十四条の四第二項中「一万八千五百円」を「一万九千七百円」に改める。

第二十五条第一項中「学生手当」の下に「、第二種初任給調整手当」を加え、同条第四項中「百分の百二十五」を「百分の百二十六・二五」に、「百分の百七十二・五」とあるのは「百分の百七十五」に改め、同条に次の一項を加える。

6　第一項の第二種初任給調整手当の月額その他その支給に関し必要な事項は、一般職の国家公務員の例に準じて政令で定める。

第二十五条の二第一項中「及び」を「、第二種初任給調整手当及び」に改め、同条第三項中「百分の百二十五」を「百分の百二十六・二五」に、「百分の百七十二・五」とあるのは「百分の百七十五」に改め、同条に次の一項を加える。

5　第一項の第二種初任給調整手当の月額その他その支給に関し必要な事項は、一般職の国家公務員の例に準じて政令で定める。

附則第十一項中「第十条の五第二項」を「第十条の六第二項」に改める。

## 附　則

（施行期日等）

**第一条**　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定並びに附則第五条、第七条及び第八条の規定は、令和八年四月一日から施行する。

2　第一条の規定による改正後の防衛省の職員の給与等に関する法律（以下「第一条改正後防衛省給与法」という。）の規定は、令和七年四月一日から適用する。

（適用日における最高の号俸を超える俸給月額の切替え）

**第二条**　令和七年四月一日（以下この条において「適用日」という。）の前日において防衛省の職員の給与等に関する法律（以下「法」という。）第五条第四項若しくは第六条の二第二項の規定による俸給月額を受けていた職員の適用日における俸給月額は、防衛省令で定める。

（特地勤務手当に準ずる手当に関する経過措置）

**第三条**　一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和七年法律第八十九号。以下「一般職給与改正法」という。）附則第三条の規定は、第一条改正後防衛省給与法第十四条第二項において準用する一般職給与改正法第一条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第十四条第二項の規定の適用について準用する。この場合において、一般職給与改正法附則第三条中「国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第六十条の二第二項」とあるのは「防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第五条第一項」と、「及び」とあるのは「、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第四十五条の二第一項の規定により採用された職員及び」と、「附則第三条第四項に規定する暫定再任用職員」とあるのは「附則第八条第四項に規定する暫定再任用職員」と、「人事院規則」とあるのは「政令」と読み替えるものとする。

（給与の内払）

**第四条**　第一条改正後防衛省給与法の規定を適用する場合においては、第一条の規定による改正前の法の規定に基づいて支給された給与は、第一条改正後防衛省給与法の規定による給与の内払とみなす。

（第二種初任給調整手当に関する経過措置）

**第五条**　一般職給与改正法附則第五条の規定は、第二条の規定による改正後の法第十四条第二項において準用する一般職給与改正法第二条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律第十条の五第一項の規定の適用について準用する。この場合において、一般職給与改正法附則第五条中「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」とあるのは、「防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第七十八号）附則第八条において準用する一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」と読み替えるものとする。

（政令への委任）

**第六条**　附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（国家公務員の育児休業等に関する法律の一部改正）

**第七条**　国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第三項中「初任給調整手当」を「第一種初任給調整手当」に改める。

（国家公務員法等の一部を改正する法律の一部改正）

**第八条**　国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

附則第七条第八項中「附則第十二条第六項」を「附則第十二条第七項」に改める。

附則第八条第九項中「第九条の規定による改正後の」及び「（附則第十二条第五項及び第十三条において「新防衛省職員給与法」という。）」を削る。